

◆◆◆ 限度額適用認定証について ◆◆◆

1 制度の内容

組合員や被扶養者が傷病により入院した場合等、医療費が高額になると窓口で支払う金額も大きくなります。その際にあらかじめ組合員の申請により交付される「公立学校共済組合限度額適用認定証」(以下、「限度額適用認定証という。))を医療機関の窓口で提示すれば、窓口での支払額を自己負担限度額(注1)までに抑えることができます。

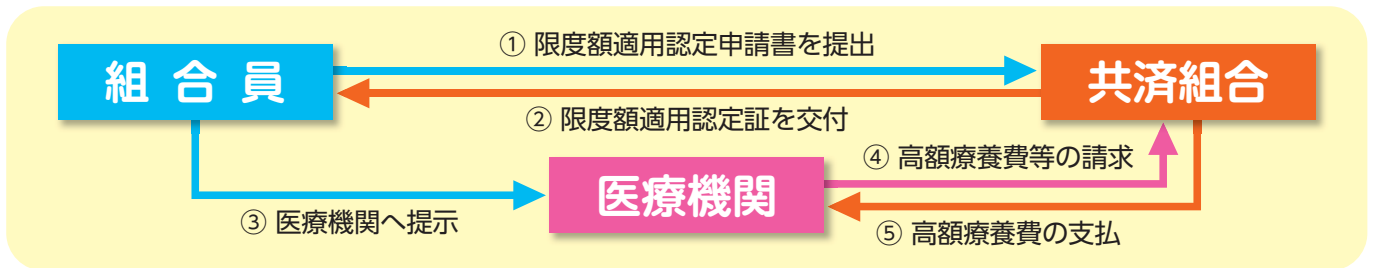
この制度の適用は組合員の希望によるものであり、必ず申請しなければならないものではありません。限度額適用認定証を提示しなかった場合は、原則受診月の3か月後に、高額療養費として自動給付します。よって、最終的な自己負担額は限度額適用認定証の提示の有無に関わらず同じとなります。

なお、70歳以上の被扶養者については、和歌山支部が交付している「公立学校共済組合高齢受給者証」の提示により限度額適用認定の取り扱いをしますので、申請の必要はありません。

2 申請の手続き

「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」に必要事項を記入し、所属所から医療給付班へ提出してください。受理後、所属所へ限度額適用認定証を送付します。

- (1)申請書様式は、和歌山支部ホームページからダウンロードできます。(様式4-24)
- (2)添付書類は必要ありません。
- (3)限度額適用認定証には有効期限が表示してあります。必要がなければ速やかに医療給付班まで返却してください。



※注 自己負担限度額 ①適用区分「A」: 上位所得者 (給料月額が424,000円以上の者) 150,000円+(医療費-500,000円)×1%
 ②適用区分「B」: 一般所得者 (給料月額が424,000円未満の者) 80,100円+(医療費-267,000円)×1%

◆◆◆ 交通事故等(第三者加害行為)に遭ったときは共済組合に連絡してください ◆◆◆

第三者加害行為(交通事故等)によって負傷したとき

交通事故などの「第三者加害行為」により負傷した場合の治療費は、加害者の負担となります。しかし、ただちに加害者に治療費を負担させることが困難な場合は、組合員証を使用して加害者が負担すべき治療費の3割*を組合員が負担し、7割*を共済組合が給付をすることになります。このとき、皆様からのご連絡が遅れたり、なされなかった場合、給付金の回収が困難になり、皆様の大切な財産である共済掛金に大きな「穴を開ける」こととなります。

共済掛金を有効に使うためにも、第三者加害行為による被害に遭った場合は、必ず「共済組合」に速やかにご連絡をお願いします。

※年齢により負担割合が異なります。



交通事故等に遭ったとき

- 1 警察に連絡する……………どんな小さな事故でも
- 2 相手方(加害者)の確認……………住所、氏名等
- 3 医師の診療を受ける……………どんな軽いケガでも
- 4 安易に示談をしない……………示談は急がず慎重に
- 5 共済組合に連絡……………組合員証の使用の有無にかかわらず
事故報告書等の提出

連絡の内容

- 1 事故発生日
- 2 被害者氏名、組合員氏名、組合員証番号
- 3 簡単な事故の内容
- 4 負傷の程度、治療を受けている医療機関名(入院・外来の別)
- 5 加害者の氏名、損害保険の加入の有無(自賠責、任意保険)
- 6 今後組合員証を使用して治療するかどうか

公務・通勤途中で負傷したとき

治療に要する補償は、地方公務員災害補償基金が行いますので、組合員証を使用して治療を受けることはできません。医療機関にも「公務である」ことを申し出て受診してください。

なお、やむを得ず組合員証を使用して治療を受けた場合は、速やかに共済組合へ連絡してください。

医療給付班 ● TEL073-441-3712

◆◆ 盛況の中、各セミナーを実施することができました ◆◆

講師の先生のわかりやすい説明を、みなさん終始真剣にお聞きになり心と身体の健康の大事さを実感していただきました。来年度も開催したいと思いますので、是非ご参加ください。

メンタルヘルスセミナー

近年、様々なストレスによる精神疾患が増加しています。メンタルヘルスの正しい知識を持ち、適切に対処できるようメンタルヘルスセミナーを開催しました。

- 平成25年7月30日(火) ホテルアバローム紀の国 2階 鳳凰の間
- 講師／公立学校共済組合 近畿中央病院 心療内科 主任臨床心理士
メンタルヘルスケア・センター 副センター長 井上 麻紀氏

主に次の内容を講義いただきました。

- ・睡眠の重要性 ・睡眠障害の特徴と受診の必要性、睡眠薬の服用について
- ・自律神経失調状態、うつ状態の症状と受診の目安について
- ・職場復帰について、慣らし出勤から復職には時間がかかること、復帰後の配慮について
- ・希望者に対しての面談、他



参加者
69名

参加いただいた皆さまのご意見を少しご紹介します。

- ・睡眠障害のことがよくわかりました。また、復帰の際に配慮すべきこともわかりました。
- ・具体的な対応や症例について話していただき、大変参考になりました。



健康づくり講座・ライフプランセミナー

健康づくり事業として、50歳以上の組合員を対象に、健康づくり講座・ライフプランセミナーを下記の日程で開催しました。

- 和歌山会場／平成25年8月5日(月) ホテルアバローム紀の国 3階 孔雀の間
- 田辺会場／平成25年8月27日(火) 県立情報交流センターBig・U 研修室2
- ライフプランセミナー講師／紀陽銀行財務コンサルタント 柏木 英之氏
- 健康づくり講座講師／(株)フィットネス研究所 荒堀 典子氏

午前中は資産運用や相続等について、午後は簡単にできるリフレッシュ体操を中心に積極的に参加いただきました。



参加者
32名



参加者
14名

参加いただいた皆さまのご意見を少しご紹介します。

- ・日頃、知らないことばかりで勉強になりました。また、自分がいかに運動不足かを痛感し、これからは心と体を動かしていこうと思います。
- ・脳のためにも、体を動かさなくちゃと思いました。

健康セミナー

健康づくり事業として、健康セミナーを下記の日程で開催しました。

- 平成25年8月23日(金) ホテルアバローム紀の国 3階 孔雀の間
- 講演1「高血圧の予防とつきあい方」
講師／和歌山県立医科大学 副学長 附属病院 紀北分院長 有田 幹雄氏
- 講演2「減塩メニューの開発について」
講師／公立学校共済組合 和歌山宿泊所 ホテルアバローム紀の国
総料理長 佐藤 喜久一郎氏
- 講演3「正しい薬の使い方」
講師／公立学校共済組合 近畿中央病院 薬剤部長 南波 勝栄氏

午前の講演1では、有田副学長にご講義をいただき、生活習慣病である高血圧について、塩分コントロールがなぜ必要であるかについて、講演いただきました。

また、昼食には有田副学長監修のもと、ホテルが開発した「健康ランチ・ひかり」をお召し上がりいただきました。

午後の講演2では、減塩でありながら、満足できる味が出せる調理上の工夫と、お食事したメニューについて、佐藤総料理長の講演をお聞きいただきました。

講演3では、公立学校共済組合近畿中央病院・南波薬剤部長に正しい薬の使い方について、講演いただきました。



参加者
38名



参加いただいた皆さまのご意見を少しご紹介します。

- ・高血圧の予防として日頃からの食生活を改善する事が大切だと改めて感じました。
- ・薬の知識が深まりました。
- ・料理法のヒントをたくさんいただいたので、減塩に努めたいと思いました。